

日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： グループ法人税制 ～譲渡損益調整資産の実務～

本年10月より完全支配関係のある法人間の取引のうち譲渡損益調整資産に係る譲渡損益は一旦繰延べられます。譲渡損益の実現(戻し入れ)事由には、譲受法人の資産の再譲渡以外のケースも有ります。

1. 譲渡損益調整資産とは

譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上の固定資産・棚卸資産に含まれる土地等・有価証券(売買目的有価証券を除く)・金銭債権・繰延資産をいいます。

2. 繰延譲渡損益の戻し入れ事由と繰延譲渡損益の戻し入れ計上額

主な戻し入れ事由	戻し入れ計上額
<ul style="list-style-type: none"> 譲渡、除却 貸倒(金銭債権の場合) 譲渡・譲受法人の完全支配関係が消滅 	繰延譲渡損益額全額(既戻し入れ計上額を除く)
<ul style="list-style-type: none"> 償却 (右記算式に代え下記の簡便法によることも可)	$\text{繰延譲渡損益額} \times \frac{\text{譲受法人の償却費(損益算入額)}}{\text{譲受法人の取得価額}}$
簡便法による戻し入れ計上額：	$\text{繰延譲渡損益額} \times \frac{\text{譲渡法人の事業年度の月数(譲渡日の前日までの期間除く)}}{\text{譲受法人が適用する耐用年数} \times 12}$

《設例 譲渡法人の税務調整》

6月1日に帳簿価額1,000の建物を時価1,240で譲渡した。譲受法人は耐用年数20年で償却する。両社の決算期は共に3月。償却事由による戻し入れは簡便法で処理をする。

(1) 譲渡事業年度の処理

・別表4の処理

区 分	総額	処 分	
		留保	社外
当期利益	240	240	-
完全支配関係法人間取引の損益の減額調整額	240	240	-
完全支配関係法人間取引の損益の減額調整額	10	10	-

・別表5(1)利益積立金額の処理

区 分	期首利積	当期の増減		期末利積
		減	増	
譲渡損益調整資産の譲渡利益額		10	240	230

$$240 \times 10 \text{月} / 20 \text{年} \times 12 = 10$$

(2) 翌事業年度の処理

・別表4の処理

区 分	総額	処 分	
		留保	社外
当期利益	0	0	-
完全支配関係法人間取引の損益の減額調整額	12	12	-

・別表5(1)利益積立金額の処理

区 分	期首利積	当期の増減		期末利積
		減	増	
譲渡損益調整資産の譲渡利益額	230	12		218

$$240 \times 12 \text{月} / 20 \text{年} \times 12 = 12$$

お見逃しなく！

- 譲渡法人はその資産が譲渡損益調整資産である旨(簡便法を適用するときはその旨も)、譲受法人は譲渡・償却等の繰延譲渡損益の戻し入れ事由等(簡便法の適用があるときには適用資産に係る耐用年数も)の通知を相互に行う義務があります。
- 譲渡損益調整資産を保有する譲受法人が他の完全支配関係法人へ当該資産を譲渡した場合にも、当初の譲渡法人は繰延譲渡損益の戻し入れを計上し、当該譲受法人は新たに譲渡損益の繰延を認識します。